

愛犬との、ワンだふるライフ。

市内では約1万頭の犬が飼われています。

多くの飼い主は、飼い犬に愛情と責任を持って飼育されていると思います。

しかし、中には無責任な飼い方が原因で、近隣の方に迷惑を掛けている場合があります。

今一度、飼い方を見直して人と犬が共生できる社会を目指しましょう。(ページ番号：1001518)

☎環境課(西庁舎1階) ☎0538-37-2702 FAX 0538-37-5565



🐾 狂犬病予防注射の接種

飼い主は、狂犬病予防法により、狂犬病の予防注射を毎年接種させることが義務付けられています。

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年実施している集合注射を中止しました。そのため、各自で動物病院での接種をお願いします。その際、注射済票(プレート)の交付がなかった場合は、代わりに交付される証明書類と交付手数料550円をお持ちの上、環境課または各支所市民生活課で受領してください。

🐾 鑑札・注射済票の装着

犬を飼う際には、市に飼い犬の登録をしてください(登録手数料3千円)。犬の鑑札と狂犬病予防注射済票は、必ず首輪などに装着させるようお願いします。

また、飼い犬が亡くなった場合は、死亡届の手続きをお願いします。

🐾 散歩時のマナー

散歩時は、いつでも犬を制することができるようリードをつけましょう。

ふんは持ち帰って処分し、おしっこは水入りのペットボトルを用意しておき、洗い流すのがマナーです。